

# ひきこもりと就労

心象風景と現実の狭間を  
埋める取り組み



# ひきこもり現象とは？

- 広義における「ひきこもり状態」の方々は何らかの精神的特徴がある
- 約70%の方々に病気や障がいの特徴がみられる。
- 現代社会では国民の約30%の方々に軽い不安障害があるとされている。
- その上で、「ひきこもり状態」の方々を三つの群類に分けてみた。

# ひきこもる背景

- 第一群 精神疾患から来るひきこもり
- 第二群 発達障がいの背景からひきこもり
- 第三群 生活スタイルの選択からのひきこもり

# 第一群 精神疾患

- 病気は「治療が必要で、その後の訓練」が必要
- 問題点
  - ①精神病（幻覚妄想があるもの）への無理解が差別に繋がっているため治療に繋がらない。
  - ②病院の敷居が高く診療に繋がりにくい。背景は社会の偏見と病院の営利主義があるかもしれない。
  - ③家族支援が手探り（家族の理解無しでは回復が長期になる）

## 第二群 発達障がい

- 発達障がいは「訓練と必要な投薬は同時進行」
- 問題点
  - ①障がい者への無意識の差別が誰にもある（ADHDは人口の6%に存在する）
  - ②社会の理解と多様な訓練メニューが不足している
  - ③社会の包摂的受け入れが少ない状況
  - ④家族の理解や対応が進まない

# 第三群 生き方によるひきこもり

- 多様な生き方が承認されているが・・・最近ようやく
- 問題点
  - ①多様な生き方を容認しながら、（LGBTの方々や難病、余刑者の方々）多様な支援が絶対的に不足
  - ②経済的に「生きる権利」の保障が確立されていない
  - ③就労が画一化している
  - ④就労が稼ぐことだけになっていて、自己実現や社会貢献の側面がなおざりになっていた

# 当事者の思い

- 社会全体で、当事者が何に苦しんでいるのかを考えてみる
- 社会参加の仕方に・・・ダイバーシティの考え方が重要
- 否定論から来る差別、偏見、排除が社会に満ちている・・・インクルーシブ思考
  
- 障害者総合支援法の基本理念（生活者総合支援法では？）
  - 全ての国民が基本的人権を持つ個人として尊重されるように、**障害の有無に係わらず共生社会**を実現すること
  - 地域社会における日常生活、社会生活を営める様に、障害のある方に対する支援を受けいれるようにすること
  - そのための妨げになる、**あらゆるもの（物事、制度、観念など）を除去するよう努力すること**

# 最後に

- 私たちの事は（全ての事）私たち抜きで決めないでください！
- 日本の新しい仕組みは「私たちの思い」を聴いてからにしてください！

■ KHJ全国ひきこもり家族会連合会

■ 代表理事 伊藤正俊